

## 中野区立緑野小学校 ブラスバンド運営要綱

### 1. 目的

- (1) 児童が音楽に親しみ、楽器を演奏する楽しさを味わう。
- (2) 集団での演奏活動、保護者や地域の方々との関わり、地域行事への参加を通して、児童の主体性・社会性を育む。
- (3) 地域に在り、地域とともに歩む学校として、地域に向けて、児童のよさを積極的に発信する。

### 2. 方針

- (1) 本校の特色ある教育活動として、教育課外活動に位置づける。
- (2) ブラスバンドの運営および音楽指導については、当面の間、本校教員を主担当とし、広く保護者や地域ボランティアの協力を得て行う。
- (3) 指導にあたっては、小学校学習指導要領を踏まえ、児童の発達段階を考慮するとともに、児童の音楽に対する意欲が高まるようにする。
- (4) 児童が卒業後も生涯にわたって音楽を続けていけるよう、その基礎となる素地を身に付けさせることを大切にする。
- (5) 本バンドは、緑野小学校の開校記念事業として発足したものであるが、将来的には、同窓生や緑野小学校にかかわる多くの人々が参加できる地域の音楽活動になるように、保護者や地域の方々との連携を密にした活動にしていく。

### 3. 対象児童

4,5,6 年生

### 4. 活動計画

- (1) 朝練習 月・火・木・金曜日 朝 7 時 30 分より 8 時 15 分まで  
※練習内容により、開始時間を変更する場合もある。  
※地域ボランティア主体で、個人練習・パート練習を行う。
- (2) 放課後練習  
必要に応じて放課後練習を行う場合もある。
- (3) 上記以外、演奏会前など必要に応じて活動日を設定する。
- (4) 学校内外での演奏会への参加 <参考>
  - ① 5 月末 緑野小学校運動会開会式ファンファーレ演奏(実施計画等により変更する場合あり)
  - ② 10 月中旬 野方地区まつり 開会式
  - ③ 10 月下旬 沼袋子どもワイワイ広場 野外劇場
  - ④ 11 月上旬 緑野まつり ミニステージ※日程は、主催者サイドの意向等により変更の可能性あり。

## 5. 保護者会

### (1) 組織

在籍する児童の保護者をもって「緑野小学校ブラスバンド保護者会」を組織する。

### (2) 学年代表

各学年に 1 名ずつ連絡係を選出する。(必要に応じて)

### (3) 主な活動内容

- ① 朝練習の安全管理(必要に応じて)
- ② 地域行事など演奏を披露する際の開場設営、楽器運搬補助
- ③ 活動費の管理(必要に応じて)

### (4) 保護者会の開催

学校・ボランティアで検討し必要な場合は開催する。

### (5) 在籍する児童数により、活動内容を調整する。

## 6. 活動に関する連絡方法

- ① 天候等による緊急対応、体調不良等による朝練欠席・遅刻連絡、保護者の皆様へのお手伝いのお願  
い、各演奏会への参加確認など、活動に関する連絡やお知らせを目的として、学校・ボランティア・  
保護者の皆様と連絡ツールを設ける。
- ② 主な連絡ツール  
学校連絡システム「すぐ〜る」・書面によるお知らせ・児童への伝達

## 7. ボランティア

### (1) 募集

管理職の判断で、中野区や地域で必要な人材を募集し、学校支援ボランティア登録を行う。

### (2) ボランティア連絡担当

学校・現在活動している学校支援ボランティアで検討の上、必要に応じて 1 名を選出し、学校とボ  
ランティアとの連絡調整を担当する。

### (3) 主な活動内容

- ① 楽譜や資料の印刷
- ② 朝練習の運営
- ③ 演奏指導
- ④ 地域行事の打ち合わせ参加
- ⑤ 活動費の管理

## 8. 活動費

- (1) 活動費(年間 6000 円/月 500 円)を徴収し、その出納業務は学校支援ボランティアに委嘱する。
- (2) 年度末に、会計報告を行う。
- (3) 在籍する児童数により、学校から依頼された保護者が業務を代替する。
- (4) 活動費以外に、必要に応じてご家庭でご負担いただく場合がある。  
(例)ブラスバンド T シャツ,個人用メンテナンス用具など。

## 9. 子どもたちに大切にしてほしいこと

別紙参照

## 10. 保険

### (1) 児童

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済制度を適用する。なお、朝練、臨時練習、地域行事参加時の学校集合の際は、必ず指定された通学路を徒歩で登下校することを前提とする。

### (2) 保護者、地域

ボランティアとして練習およびその運営に関わる保護者、地域の方には、学校支援ボランティア登録を行い、事故の際にはその保険適用を受ける。

### (3) 教員（管理職を除く）

児童の指導や校外行事の付き添い等に当たる教員については、校務として職務に当たり、事故の際にはその補償適用を受ける。

### (4) その他、学校、保護者会と協議し、必要と判断された場合は保険加入をする。

## 11. その他

(1) 運営に関わる必要な事項については、関係教員が学校、保護者会、学校支援ボランティア、地域協力者等と協議した上で、校長が決定する。

(2) 退団を希望する場合、担当教員に申し出る。また、必要に応じて、保護者の方のサインと退団届を提出する。

令和 6 年 4 月 1 日 第 1 次修正  
令和 7 年 4 月 1 日 第 2 次修正